

# 姫路市保健所運営協議会公募委員選考要領

## 1 基本方針

姫路市保健所運営協議会の市民公募委員の選考については、この選考要領に定める基準により、公正かつ公平に行うものとする。

## 2 選考基準

応募資格を有する者の中から、次に定める基準により選考を行う。

### (1) 判断基準

「応募の動機」及び「姫路市保健所の事業」についての意見及び提言などを総合的に判断する。

### (2) 属性による配慮

年齢、性別等の属性に関し、偏りが生じないように配慮する。

特に、姫路市男女共同参画推進条例第 14 条により、会議委員の男女それぞれの構成員の数とその総数の 10 分の 4 以上となるよう配慮する。

## 3 選考会議

- ・市民公募委員の選考に当たり、選考会議を設置する。
- ・選考会議は、3名の選考委員（保健所長、保健所副所長2名）をもって構成し、委員長を保健所長とする。
- ・選考委員がやむを得ず選考会議に出席できない場合は、選考委員が指名するものを代理とすることができる。

## 4 選考方法

### (1) 書類選考

- ・募集期間：5月上旬から6月上旬
- ・選考期間：6月中旬

#### ① 書類選考

選考会議の各構成員が、別紙「書類選考採点表」により点数評価する。

#### ② 応募書類の採点基準

次の3項目各5点評価で行う。

- (ア) 論理性 …… 理論構成が明快で意見内容に矛盾がないか。  
文章に説得力があるか。
- (イ) 提案力・客観性 市民の代表として、幅広い視野から客観的な提案ができ、保健所事業に関する建設的な意見であるか。
- (ウ) 熱意・意欲 …… 熱意・意欲は感じられるか

### (2) 選考会議

書類選考の採点結果を合計し、年齢構成や女性委員の比率を考慮し1人に決定する。

5 応募者への通知

書類選考及び面接選考終了後、選考結果を応募者全員に通知する。

6 その他

- (1) 応募者から提出された書類は、返却しないものとし、個人情報保護の観点より非公開とする。
- (2) 「姫路市附属機関等の設置及び運営に関する基本的指針」及び「姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針」に定めるものの他、選考に必要な事項は、別に定める。